

夏バテに糴甘酒を

福徳茂糴店



糴作りの最盛期になります。

私は、お酒が大好きです。日々健康に気をつけながら嗜んでおりますが、最近のマイブームは発酵食品です。特にこれからの季節、毎朝のヨーグルトは欠かせません。ところが、日本にもジャパニーズ・ヨーグルトと呼ばれるものがあります。それが甘酒です。甘酒には欠かせない糴作りのお話を、大森中2丁目の徳茂こうじ甘酒本舗2代目ご主人の徳茂正知さんに聞いてきました。

こちらでは、昭和22年の創業以来、糴製造販売を行っています。都内で糴製造販売をしているところは練馬(味噌)、板橋(工場は埼玉)、江戸川、神田明神に2、3件です。大田区内では、以前、蒲田駅西口にもありましたが、昭和40年代に辞めてしまい、城南地域では徳茂さんのところが唯一となりました。ちなみに大田区の「糴谷」の地名とは関係ないそうです。

糴のできるまで
寒の入り(1月上旬)頃から始まる味噌仕込み時期にあわせて、9月半ばから3月いっぱいぐらいが



徳茂糴店の乾燥糴といりぬか

糴は、「室(むろ)」という温度変化の少ない場所で、3日間かけて出来上がりです。徳茂さんの室は、自宅に隣接する作業場の中にあります。4畳半くらいの広さをブロックで囲って壁にしセメントを塗った部屋です。

①1日目 米をふかし糴菌を混ぜます。糴菌は生き物なので、温度管理が重要です。30℃強くらいがちょうど良く、温度が高いと菌が死んでしまいます。冬は石油ストーブを焚いて温度調整をします。昔は炭や練炭を使っていましたが、危険なので今はストーブにしています。室の中は普段は涼しいですが、糴を入れると発酵して暑くなるので、夏場は仕込む量を減らしています。②2日目 3日目 水分を加えたり大きさを整えて40cm×30cm、厚さ2cm位の四つ割木枠の箱に盛り、室に寝かします。そうすると、糴菌が繁殖して表面が白い綿毛状になります。これを「糴の花」と呼びます。糴の花の毛先が長いと日持ちがしないため、発酵を調整して、短いものにするそうです。③3日目に、この糴を日持ちよくさせるために乾燥機で乾燥します。このとき水分が抜けて多少縮みます。こうして作られた糴が、味噌造りや甘酒、漬け物などに使われる乾燥糴です。

す。本当は1年くらい持つのですが、風味が損なわれるので早めに使用した方がよいとのことでした。徳茂さんが小売りしている糴は国産米を使用し、添加物は一切入れていません。お客さんの中には玄米を持ち込んで、糴作りを依頼する人もいます。

ご夫婦2人でやっているのですが、昔からのお客さんや、大森と川崎の小売店に卸しているくらいで、宣伝はしていません。特に夏場はあまりつくらず、在庫がなくなつたらつくるようにしています。年間に米1トンの糴を作っています。

糴甘酒の効用

甘酒は冬に体を温めるために飲むものだと思つていましたが、実は江戸時代には夏の飲み物として売られていました。甘酒には、人が生きるために必要不可欠のブドウ糖、アミノ酸、ビタミン類という栄養成分が多く含まれています。夏は暑さのために食欲が減退し、エネルギーや栄養素が不足して夏バテしがちです。今年の夏は節電のために、例年よりも夏バテ対策が必要です。甘酒で暑い夏を乗り切るのも一つのアイデアではないでしょうか。

let's TRY!!

そこで、徳茂さん製造の乾燥糴(外袋に「おいしい甘酒の作り方」のレシピがあります)を使って甘酒作りに挑戦してみました。まず、米1合を多めの水で柔らかめに



暑い夏は冷やし甘酒にしてもおいしいです!

炊きます。この間に200gの乾燥糴をよくもみほぐしておきます。炊きあがったご飯を5分ほど蒸らし、80℃位のお湯を1カップ加え熱いうちに糴と手早くむらさないようによく混ぜます。これを60℃で8〜10時間置き、甘みが出て表面に透明な液が出てくれば、「甘酒の素」の出来上がりです。

ここで一番難しかったのは、ご飯と糴を混ぜた後、60℃に保ちながら保温すること。私は鍋ごと新聞紙でくるみ、上からバスタオルを巻き、さらに新聞紙でくみましたが、4時間後には40℃くらいまで下がっていました。途中2回、火にかける温度を上げました。ほとんど1日かかってようやく出来上がりました。

基本的な飲み方はお湯2に対し甘酒の素1の割合で、沸騰したお湯の中に甘酒の素を入れ、かき混ぜながら再び沸騰させ火を止め、塩をひとつまみ入れます。これを冷やせば、暑い夏にピッタリな冷やし甘酒になります。子どもの頃、母が作ってくれたものと同じ味でなんだか懐かしい気持ちになりました。今年の夏はコレで乗り切れそうです。

参考文献「夏でもおいしい麹甘酒で健康になる」山下くに子著 (事務局 堀内 由美)

なんぶ

夏
2011

発行：東京南部法律事務所
〒144-8570
東京都大田区蒲田5-15-8
蒲田月村ビル4F
Tel. 03-3736-1141
Fax. 03-3734-1584
<http://www.nanbu-law.gr.jp>



福島県 達沢不動滝

残暑お見舞い申し上げます

みなさまいかがお過ごしでしょうか。

東日本大震災から五ヶ月、まだまだ多くの被災者の方々が不安な日々を過ごしていらっしゃいます。私どもの事務所のある東京大田区にも、分かっているだけで二〇〇人の方が避難されているそうです。福島原発事故から避難してきた方は毛布一枚を持って何か所もの避難所を転々とし、やっと大田区の親戚宅にたどり着いたということです。

大震災と原発事故は私たちに多くのことを投げかけています。課題は山積していますが、多くの方々の尊厳を犠牲を忘れることはできません。課題を正面から受け止め取り組んでいきたいと思っております。

残暑厳しき折、ご自愛下さい。

二〇一一年八月

東京南部法律事務所 一同

- | | |
|-------|-------|
| 大森 夏織 | 永野 靖 |
| 海部 幸造 | 早瀬 薫 |
| 清見 栄 | 船尾 徹 |
| 小林 大晋 | 堀 浩介 |
| 坂井 興一 | 宮川 泰彦 |
| 佐藤 誠一 | 向 武男 |
| 芝田 佳宜 | 安原 幸彦 |
| 塚原 英治 | 山口 泉 |
| 長尾 詩子 | |
- 事務局一同



日本航空整理解雇事件報告

ILO本部(ジュネーブ)への要請行動を行う

弁護士 堀 浩介

1 ILO結社の自由委員会への申立
株式会社日本航空インターナショナル(現商号「日本航空株式会社」以下、「JAL」とします)は昨年12月31日、運航乗務員(機長、副操縦士)74名、客室乗務員72名の合計146名の整理解雇を強行しました。

日本航空乗員組合(JFU)と日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)は、労働組合のナショナルセンターである全労連、全労協の全面的支持を得



カレン・カーティス国際労働基準局副局長(右から3番目)を囲んで

て、今回の整理解雇が、ILO第87、98号条約に違反していることを理由に、本年3月23日、ILO結社の自由委員会に対して条約違反の申立を共同で行いました。

ILO(International Labour Office)は、1919年に創立された国際機関です。ILOは、「永続する平和は社会的正義を基礎としてのみ確立される」との考え方に基づいて、社会的正義の重要な一部を構成する公正な労働条件(Labour Standard)を条約として定め、条約を批准した各国政府に対して、条約の遵守を求めると共に、その違反がないか否かを監視する機構を備えています。

ILO第87号条約、第98号条約は、ILO加盟国に対して、労働者が団結権を自由に行使することができることを確保するために、必要にしてかつ適当な全ての措置を取ること、使用者又は使用者団体と労働者団体との間の自主的交渉のための手続の充分な発達及び利用を奨励し、且つ、促進するため、必要がある場合には、国内事情に適する措置を執ることを求めています。

JFUとCCUは、JALが不誠実な交渉に終始した挙句、組合の活動を中心的に担う組合役員を解雇した点で、87、98号条約に違反していることから、ILOが日本政府に対して、JAL経営陣が整理解雇を撤回するよう、日本政府として適切な措置を講ずることを求める勧告を出すことを求めています。

2 ILO本部(ジュネーブ)への要請
2011年5月23、24日の両日、JFU委員長の宇賀地竜也委員長、CCU執行委員の森陽子さん、訴訟の原告代表、航空労組連絡会、日本乗員組合連絡会、客室乗務員連絡会の各代表、全労連国際労働局長の布施恵輔さん、それに私も含めて12名の要請団が、郵政産業労働組合(郵産労)の廣岡元穂委員長、牛久保秀樹弁護士をはじめとする要請団18名の皆さんと共にスイスのジュネーブにあるILO本部を訪問し、要請行動を行いました。

ILO本部では、事務局の一機関で、労働者の立場からその活動を支援する労働者活動局のダン・クニアア局長にお

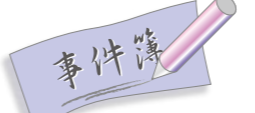
会いすることができました。また、同じく労働者活動局の、ベアトリス・ヴァコットさんからは、申立について貴重なアドバイスを頂きました。

また、当初、面会予定のなかったガイ・ライダーILO基準ならびに労働における基本的原則及び権利総局局長、クレオパトラ・ドンビア・ヘンリー国際労働基準局長とも面会の機会を持つことができました。お二人からは、JALの整理解雇問題がILOにおいて重要な案件として認識されていること、ILOとしてこの問題を適切に解決しなければならぬとの強い意志が伝わってきました。

さらに、勧告作成の実質的責任者であるカレン・カーティス国際労働基準局副局長にも、私達の申立てのプレゼンテーションの機会を持つことができました。

3 裁判勝利に向けた皆さんのご支援を
日本政府には、私たちの申立に対して、早期に回答書を提出し、本件整理解雇を責任をもって解決することが求められています。国内でも、国際的にも、支援と共感の輪を広げ、本件整理解雇の全面的勝利解決を勝ち取っていきたく考えています。

是非、一人でも多くの皆さんのご理解とご協力を頂きたいと思っております。



「エムズワーカーズ事件」裁判報告

弁護士 清見 榮

●判決
6月1日、東京地方裁判所民事11部で、エムズワーカーズ事件の判決がありました。判決内容は、木戸さんをはじめとする7名の原告従業員に対して平成21年4月から賃金を支払うこと(木戸さんに関しては同じ年の1月から)、会社の代表者は原告従業員に対して損害賠償金を支払うことを命じたものです。

●本件の内容
事件は平成20年9月に遡ります。大田区城南島にある東京都の環境整備公社の設置運営する城南島エコプラントで、産業廃棄物の中間処理を行っていたエムズワーカーズの従業員がJMIU大田地域支部エムズワーカーズ分会を結成しました。当初会社は地域支部と分会からの団交申し入れを拒否しましたが、まもなくこの態度を翻して団体交渉に応じ、地域支部、分会との間に協約が締結され、以後スムーズな労使交渉が持たれるか見えましたが、組合が職場の施設管理を行っている東京都の外部団体である環境整備公社に対

し、職場内労働組合活動を認めるよう要請行動をしたことをきっかけとして会社は団体交渉を拒否し、さらには病欠出勤をしていた分会長が退院して出勤したところ、分会長を職場に入れず賃金も支払わないなどの不当労働行為を行いました。そして2月になって突然3月をもって全従業員を解雇するとしたのです。

●不当労働行為
会社の団交拒否の理由は、第一には地域支部や分会は労働組合法の規定する労働組合ではないのだから団交をする必要はない。第二に、組合は環境整備公社に面会強要に及んだり虚偽の内容を記載した教宣物を配布しながら謝罪要求に応じないなどの不当な行為があったのだから、団交に応じる必要はない。というものです。さらに解雇に関しては元請け業者であるエコスタッフと環境整備公社との契約が3月末で終了し、更新されなかったため、その下請であるエムズワーカーズの業務もなくなった。これは「事業の運営上のやむを得ない事情または天災地変その他これに準じるやむを得ない事情によ

り、事業の継続が困難となったとき」に該当する。そもそも地域支部や分会は労働組合ではないのだから、当初結んだ協約は労働協約ではなく、協約にある「会社は企業閉鎖、出向、配転などの身分の重要な問題や労働条件の変更については労働組合と協議し合意の上」に実施する」との条項は効力がない(遵守する必要はない)というのです。さらに分会長の職場への出勤禁止については、会社の安全配慮義務上、分会長の健康状態について会社の指定する医師の診察を受けさせる必要があり、これに応じないのであるから出勤停止は有効だと主張しました。

●解雇は無効
判決は会社の主張をいずれも退けませんでした。特に協約については「なし得る解雇回避努力に限界があるのであればなおさら、解雇に至る経緯の説明や、解雇条件についての協議などを実施しておくべきである。本件解雇のような場合(元請け会社からの仕事が全くなくなった場合を指す)には、協議を尽くすべき程度についても通常の場合に比して相当程度緩やかに解さざるを得

ないことは前記のとおりであるが、被告エムズは、団体交渉を拒否してもやむを得ないというほどの状況にはなかったにもかかわらず、原告らからの団体交渉の申し入れを拒否し続け、本件解雇に関して一度も説明・協議の場を設けなかったものであるから、それがたとえ手続面についての問題であるとはいってもその労働協約違反は明白であって程度を検討する以前の問題であり、到底、看過することができない」として解雇を無効としました。

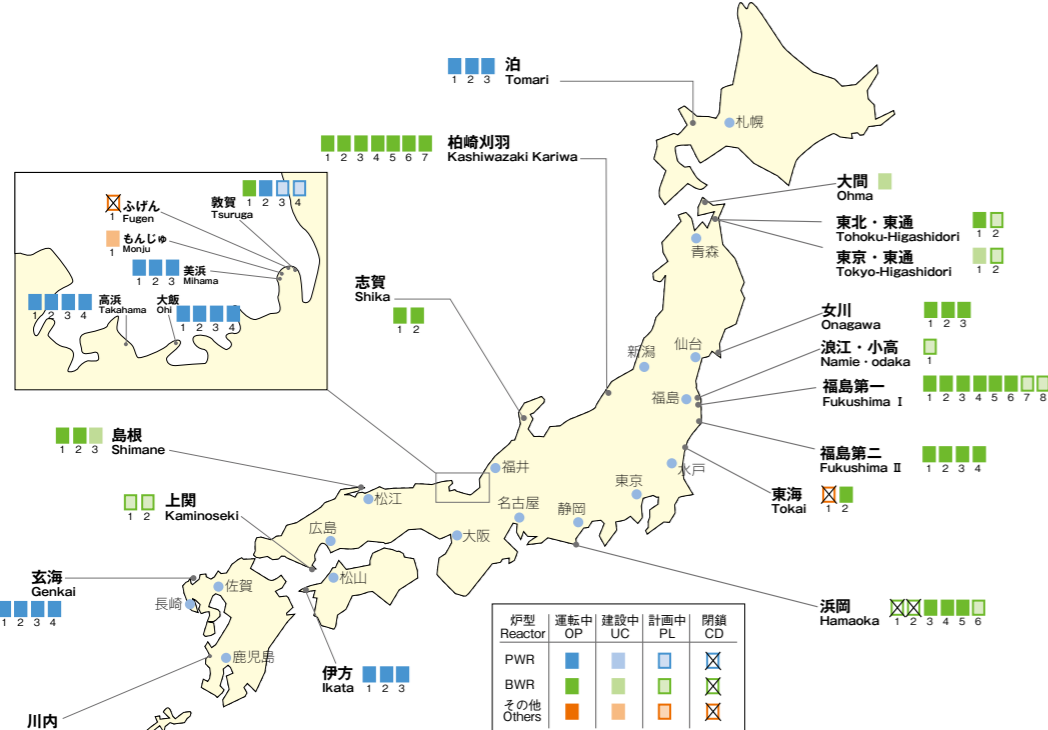
●組合の存在意義
ここで注目できるのは、手続面での違反があれば、仮に実質的な意味で解雇理由があるとしても、解雇は無効になるということを明らかに認めたことです。職場に労働組合を結成し、協約を締結し、重要な労働条件の変更には組合と協議すること、組合の同意が必要であると協定していたことが、解雇無効という結論を引き出したのです。労働組合の存在の必要性と役割を改めて認識させるものです。

東日本大震災と福島原発災害から

どう復興するか……

弁護士 海部 幸造

憲法を巡る せめぎ合い



日本の原子力発電所地図 日本原子力産業協会のHPより作成 (2011年3月2日現在)

例えば、政府与党等が「復興基本法」に盛り込んだ「復興特別区域」は、土地であれば、再開発事業を担う業者への税優遇、農地転用等土地利用規制の大幅緩和など、被災地の土地を大資本にゆだねる開発型復興をめざすものです。また、水産業で言えば、これまで漁協に優先的に与えられてきた漁業権の付与条件を緩和して大企業にも与え、漁業を大資本にゆだねようとするものです。復興を機会に農業や漁業に大幅な規制緩和と大企業の市場原理を持ち込もうとするのです。

しかし、営利法人は、収益が見込み通りに上がらなければ撤退し、後に残るのは、農業と漁業の破壊でしかありません。

このように、財界や政府与党、自民党等は、この大震災を「奇貨」として、これまで世論の厚い壁に阻まれてきた消費税率の引き上げや、TPPへの参加、規制緩和の更なる推進、行政権力の拡大や道州制の導入といった、構造改革の残された諸課題を一気に押し進めようとしているのです。

更に、この機会に憲法を「改正」しようとして提起しています。しかし、復興は、何よりも、そこに住み暮らす一人ひとりの生活基盤の回復にこそ目を向けたものでなければなりません。農業や漁業について言えば、大幅な規制緩和を持ち込む

三月一日、東日本を世界最大規模の地震と津波が襲い、引き続き福島第一原子力発電所での大事故が起こって、未曾有の被害をもたらしました。原発事故はなおも収束の見込みが立つてはならず、被害を広げつつあります。その一方、この大震災と福島原発災害からの復興に関して、憲法を巡るせめぎ合いが更に厳しいものとなってきています。

1 未曾有の被害をもたらした東日本大震災

東日本を襲った大震災と大津波は、七月一九日現在確認されている死者は一万六千人、行方不明は約五千人、避難生活を送っている方は、約十万人(但し仮設住宅入居者を含まない)という、未曾有の被害をもたらしました。農業も漁業も壊滅しました。林業、工業等も同様で、膨大な数の事業者、労働者の生活基盤が破壊されました。

2 東京電力福島第一原子力発電所の事故災害

東日本大震災に引き続きおきた東京電力福島第一原子力発電所の事故では、多量の放射性物質が飛散し、高濃度汚染水が外に流出しました。そのため、約八万人が住み慣れた町や村からの避難を余儀なくされ、野菜や原乳などが出荷制限、魚の汚染も報告されて、生産者、商工業者の被害は莫大なものとなっております。

3 原発事故の背景

こうした膨大な、そして今も拡がりつつある被害をもたらした原子力災害は、歴代の政府が、国策として、強権的に推し進めてきた原発政策のもたらした人災です。

戦後の日本の電力生産は、全国一元的な発電・送電網を持っていた日本発送電(株)がアメリカ占領軍によって解体され、九つの電力会社に地域分割されたことからはじまりました。その後、水力発電→火力発電(石炭→石油)→原子力発電といったエネルギー政策の進展において、日本はアメリカの強い支配の下におかれてきました。原発においても、技術の面でも、燃料である濃縮ウランの供給の面でも、強く米国に依存してきました。

そうした対米依存の下で、国と電力会社は、政・財・官癒着の体制の下、ひとたび事故が起これば甚大な被害をもたらす危険性のある原発を、日本の立地条件を無視して、想定震源域の真上や活断層の間に建設してきました。今回のような事故の危険性はこれまでも幾たびも指摘をされ、深刻な事故もくり返されてきたにもかかわらず、それを無視し、危険性を指摘する研究者を排除し、言論を抑圧し、マスコミをも支配して「原発安全神話」を振りまいてきました。経済的利益を優先して「安全の確保」を軽んじてきたのです。また、原発立地は、多くが人口の

のではなく、その地域で農業、漁業を営む協同組合などの非営利事業体をこそ大切にしなければなりません。

また、財界や政府与党等は、復興財源として、復興債を発行し、所得税と法人税を一律に増税しようとしています。消費税も、段階的に一〇%まで引き上げる方針です。しかし、財源捻出のためには、まず、不要不急の歳出の思い切った削減が図られるべきです。何よりも、米軍への「思いやり予算」とりわけグアムの米軍基地建設費用を削減すべきです。また、先に発表された「新防衛計画大綱」は、従来の「基盤的防衛力整備構想」(「専守防衛」と表裏の関係にあります)を放棄して「動的防衛力」への転換を表明しています。そうした軍拡に伴う莫大な予算(潜水艦、イージス艦、次期戦闘機開発等々)をこそ白紙に戻して復興にまわすべきです。

5 二度と原発災害を起さなために

原発事故再発の絶対防止のためには、何よりも前述の諸問題が国民の前に明らかにされ、その克服をめざす事が不可欠です。

また、日本では、近い将来、東海大地震を始めとする大地震が想定されているのですから、全国の原子力発電所について、直ちに、今回と同程度の地震、津波に耐えうるか否かを総点検し、

少ない産業のない地域です。原発立地では、若干の雇用の場と交付金などの「原発マネー」が落とされて「たかりの風潮」が生まれる一方、原発の危険性と生活の破壊を訴える反対派住民は排除され、原発の建設強行の中で地方自治・民主主義が歪められました。そして、裁判所も、数多くの差し止め訴訟等において、住民らの声に耳を傾けることなく、国や電力会社の振りまく「安全神話」にお墨付きを与えて、立法や行政をチェックし基本的人権を守るといって、その本来の役割を果たせないできました。

このように、今回の原発災害・原発問題は、日本の政治・社会体制のゆがみの象徴的事象と言えるでしょう。そして、その行き着いた結果が、今回の甚大な被害をもたらした原発災害だったのです。

4 財界や政府与党、自民党等の復興構想と問題点

震災後すぐに、日本経団連は「緊急提言」を発表し、「政府における強力な指揮命令権を持った司令塔の確立」「道州制の導入も視野に入れた自治体間協議の促進」などを主張。五月発表の「復興・創生マスタープラン」では、被災地域の各産業分野での規制緩和等を列挙し、「特に震災前からの懸案である社会保障と税・財政の一体改革推進やTPP(環太平洋経済連携協定)への参加」等が「不可欠」であるとし

危険性のある原子力発電所については即時運転を停止すべきです。さらに、脱原発の方針を明確にし、全原子炉の停止と廃炉に向けてのプログラムを早急に確定すべきです。既にドイツとイスは脱原発の方針を決定し、イタリアも原発を全廃しています。これらの国ができるのに、日本にできない理由は何かありません。

6 憲法の理念に沿った平和な福祉社会の実現を

「次の巨大地震の前に私たちは社会を大転換しておかなければならない」「(世界)五月号内橋克人)。二度と原発事故などの起きない社会、避けがたい自然災害に遭ったとしても、被災者一人ひとりの生活基盤が保障される社会を創っておかなければなりません。」「資本主義の国だから自然災害に個人補償はない」(阪神大震災時に時の村山首相発言)といった姿勢では、今回の震災の復興は到底実現できません。この大震災と福島原発災害からの復興は、前文や九条の平和主義、思想表現の自由をはじめとする自由権や二五条以下の社会権、そして民主主義を基本原則とする日本国憲法の価値基準に沿って進めてこそ、良く達成されるのです。



弁護士 坂井 興一

大規模被害

とある何気ない散歩の折、両国の東京都慰霊堂に吸い込まれるように入つて、私は強いショックを受けた。そこは(関東大震災と)戦争犯罪としか言いようのない昭和二〇年三月一日東京大空爆・空襲のあまたの犠牲者を、ただ捨てにしたままの施設であった。その方々にまつわる被害が全く救済されていないことの政府責任を問う事件が一審敗訴となったことを聞いて私は憤慨した。(米政府の戦争)犯罪とその悲惨な被害があるのに、それを誘発し、また免責した日本政府が代わりに責任も取らず、放置したままでいいのか?! その怒りから途中参加した東京高裁の弁論で私は次のように述べた。大規模災害への無責任な政府の態度に、共通する問題を感じたからである。

津波被害

「……私はふるさと大使(他に「北国の春」の千昌夫氏、俳優の村上弘明氏などがいる。)を務める岩手陸前高田市の中心の高田町の実家を失い、長兄夫婦とその後継である甥を失い、親類・知人や幼少よりの多くの友を失ない、忘れ難い故郷の家並み街並み・小中の母校を失ない、ほかにも、宮城県気仙沼市・多賀城市在住の兄弟姉妹が被災した。チリ地震津波には岩手・盛岡一高在学中に遭遇し、湾口が南を向いた陸前高田・大船渡・気仙沼地区が大きな被害を受け、私も年若い従姉を失なつたが、学区外生の寄宿舎(舎生先輩に宮沢賢治などがある。)の「自彊寮」寮長だった関係で知り合いとなつた沿岸部出身の同窓生諸氏も同じ苦境の中にある。……」

被害の教訓

この一〇一大法廷弁論は続いて、「今次被災の本命候補地は房総以南の太平洋岸日本枢要部との予測とは違い、東日本を襲つた。結果、東北の被災者は、来るべき大災厄の恐ろしさを、全国民に先駆け、自身の重篤な被害で実物証明することとなった。それは断裂プレート上の列島に生きる我らの、人身御供となつての特別犠牲・特別損害であり、それ故にこそ大勢の方々や諸国から復興支援されている。そして然し、最も打撃となつているのが紛れもない人災の

福島原発暴発被害

「福島原発暴発被害」で、今なお看過できない先の大戦時被災で言えば、「継戦の無意味さ、無差別空爆の犯罪性と近代戦の恐ろしさ」とを、諸都市に先駆けて示した三二一〇大空襲被害者、「国内で唯一戦場となり、本土防衛準備時間稼ぎのためとして捨て石にされた沖縄県民」、「核兵器の途方もない残酷性といつまでも癒えない放射能被害を知らしめたヒロシマ・ナガサキ被爆者」に並ぶ事態になつていると指摘した。

孤児たちの思い

空襲訴訟の意義は、かつての戦災孤児たちの長い苦しみへの理解と慰謝を通して、放置されたままの民間被災者への戦後補償問題に決着を付けさせることにある。今度の津波で親を失つた孤児・遺児たちは、身代わりのように逝つた肉親の痛切な姿を目撃したことで共通している。津波は、堅固な護岸の備えや消防団の使命感さえ仇となる程のすさまじさであった。手近にある東京大田区の防災マップは、水没必至の避難所表示のうえ、「みんなで街を守りましょう、避難は最後の手段です。」と、犠牲を大きくする指示のままで、話にもならない東京湾関係者であった。津波と被害の予測・想定ビデオ・マップの作成・配布くらいはすぐに実施すべきなのであ

る。「地震・津波の」天災には尊い犠牲に学んで対策を!」「(戦争・原発の)人災には謝罪と補償でケジメを!」。それが被害を最小限に食い止め、悲劇と過ちを繰り返さないための当然の責務です!と私は訴えている。

あゝ陸前高田

今はまぶたの我が家郷は、「春の小川」「朧月夜」や「故郷」「海の子」の懐かしの歌とともにある。啄木歌集「一握の砂」のもとなつた「いのちなき砂のかなしさよ/さらさらと/握れバ/指のあひだより落つ」の歌碑があつた七万本の松の日本百景「高田松原」も、「一本の希望と絆の松」が残るだけとなつた。陸前高田は「動く山車七夕」の勇壮な囃子と和の太鼓フェスティバルが知られ、また、河口の気仙町が剣豪千葉周作の生誕地で、剣道も盛んだつた。ケセン(気仙)の地は、奈良・天平の頃からの産金地で、世界遺産新登録の平泉の金色堂文化を支え、黄金の国ジパングとして世界に伝わつた。それ故に中央権力から絞られ、度々の奥州征伐を受けたが、それでも生き残つてきた。壊滅的打撃で知られたのは哀しいが、我が故郷を含め、東北太平洋岸の街々を消滅させる訳には行かない。残してこそ、犠牲と教訓が活かされる。そう決意し、義援の橋渡しをして過ごす日々であ

役に立つ法律知識

高齢者の財産管理について

弁護士 永野 靖



高齢になると、判断能力が低下し、身体も不自由になつて、自分の財産をきちんと管理したり、自分の財産を有効に活用して自分の希望するおりの生活を送ることが困難になります。認知症やいわゆる「寝たきり」になればもちろんですが、たとえ自立した生活を送ることができると、高齢者であっても、行動能力、理解力、情報収集能力等の衰えは否めません。悪徳商法の犠牲になつてしまうことすらあります。そこで、自分一人で財産管理ができなくなった場合には、信頼できる人に財産管理を依頼し、自分の財産を有効に活用していく必要が生じます。

財産管理の方法としては、まず私的な財産管理契約があります。これは、要するに信頼できる人に財産の管理をお願いするということです。本人に判断能

力があることが前提ですので、既に認知症になつていない人はこの方法を使うことはできません。財産管理を依頼する相手は、例えば自分の子でもかまいません。

しかし、残念ながら信頼していた子が親の財産を自分のために使つてしまつたり、例えば長男に財産管理を依頼したところ、他の兄弟が「長男が親の財産を勝手に使つたのではないか」と疑心暗鬼になり、争いになることもあります。そこで、財産が適正に管理されるように、弁護士などの公平な第三者に財産管理を依頼するという方法もあります。

認知症になるなど本人の判断能力が不十分になると、私的な財産管理を続けることは法的にはできなくなります。本人の判断能力があるうちに、将来判断

任意後見契約を結ばないまま本人の判断能力が低下した場合には、判断能力の程度に応じて、家庭裁判所に補助人、保佐人、後見人選任の申立をすることができます。

財産管理人や後見人は、預貯金や不動産の管理、税金、健康保険料、水道光熱費、家賃や地代の支払い等の他、できるだけ本人の希望を尊重しながら、介護保険の申請、介護事業者や有料老人ホームとの契約等も行います。なお、財産管理人や後見人が介護や身の回りの世話をするわけではありません。

どのような財産管理が適切かは個別のケースごとに様々です。老後の財産管理でお悩みの方は是非当事務所の弁護士にお気軽にご相談下さい。



● 事務所休業のお知らせ

8月31日(水)は事務所研修のため、事務所を休ませていただきます。

● 法律相談のご案内

◇相談日 月曜日から金曜日 午前10時～午後7時
◇相談時間 30分から1時間程度 ◇相談料 30分 5,250円(消費税込み)
予約制になっておりますので、お電話でご予約下さい。



高田松原は、全長2キロメートルに渡る松林と砂浜が続く岩手県を代表する景勝地で、日本百景、国の名勝、日本の渚100選、日本の歴史公園100選に選定・指定されています。広田湾に注ぐ気仙川が運んだ砂が堆積した砂浜に、江戸時代からクロマツ、アカマツが植林され、7万本の松林と背景に水上山(874m)をひかえた白浜青松の浜として知られていました。2011年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震の巨大な津波により松林がほぼ全てなぎ倒されましたが、奇跡的に1本だけ倒れずに残りました。
(「希望の一本松 伝える命、伝わる命」ファイルから)

陸前高田市「高田松原」写真 坂井 良隆

